

琉球法律事務所弁護士報酬規定（抄）

2007年6月1日制定

この表は、琉球法律事務所に所属する弁護士の主な取扱業務(特殊な事件や複雑な事案を除く)の標準的な弁護士報酬の額を列記したものです（消費税込）

(消費税率10%)

1 法律相談等	(1) 法律相談	初回市民相談	30分ごとに 5千500円			
		一般相談	30分ごと 5千500円～1万6千500円			
	(2) 書面による鑑定(基本)	11万円～33万円				
	(3) 法律関係の調査(基本)	5万5千円～11万円				
2 書類作成	(1) 契約書(定型のもの)	1千万円未満	1千万円～1億円未満	1億円以上		
		5万5千円～11万円	11万円～33万円	33万円以上		
	(2) 遺言書(定型のもの)	11万円～22万円(公正証書の場合3万3千円加算)				
	(3) 内容証明郵便(基本)	弁護士名なし: 2万2千円		弁護士名あり: 3万3千円～5万5千円		
3 調停, 交渉事件	(1) 簡易な自賠償請求	給付金が150万円まで3万3千円, 150万円を超える場合2%				
	(2) 契約締結交渉	3百万円以下の部分	3百万円超～3千万円の部分	3千万円超～3億円の部分	3億円超	
		着手金(最低額11万円)	2%	1%	0.5%	0.3%
		報酬金	4%	2%	1%	0.6%
	(3) 調停, 示談交渉	着手金・報酬金ともに民事訴訟等に準ずるが3分の2に減額できる				
	(4) 離婚調停, 離婚交渉(財産給付のあるもの)	4に準じて経済的利益の額を考慮して算定する				
(5) 離婚調停, 離婚交渉(財産給付のないもの)	着手金・報酬金それぞれ22万円～44万円					
4 民事, 商事, 家事, 行政事件	(1) 民事等訴訟(審級ごとに1件。事件の難易により30%の範囲で増減あり)	(経済的利益の額)		着手金(最低額10万円)	報酬金	
		1 3百万円以下の部分	8%	16%		
		2 3百万円～3千万円の部分	5%	10%		
		3 3千万円～3億円の部分	3%	6%		
		4 3億円を超える部分	2%	4%		
	5 離婚訴訟	(財産給付があるもの)	上記に準じ経済的利益の額を考慮して算定する		上記に準じ経済的利益の額を考慮して算定する	
		(財産給付がないもの)	着手金(33万円～55万円)		報酬金(33万円～55万円)	
	6 境界確定訴訟(経済的価値が低いもの)	着手金(33万円～66万円)		報酬金(33万円～66万円)		
	7 手形, 小切手訴訟(30%の範囲で増減あり)	3百万円以下の部分	3百万円超～3千万円の部分	3千万円超～3億円の部分	3億円超	
		着手金(最低5万5千円)	4%	2.5%	1.5%	
		報酬金	8%	5%	3%	
	(2) 督促手続	着手金(最低5万5千円)は契約交渉事件に準じ, 報酬金は民事又は手形・小切手訴訟の2分の1				
	(3) 保存命令, 民事執行	民事訴訟事件を基準に規定の定めるところによる(着手金最低額保全11万円, 執行5万5千円)				
(4) 破産, 民事再生, 会社更生等	事業者の自己破産事件	着手金	55万円以上			
	非事業者の自己破産事件	着手金	22万円以上			
	事業者の民事再生事件	着手金	110万円以上			
	小規模個人再生事件	着手金	22万円以上 等			
(5) 任意整理	事業者の任意整理		着手金 55万円以上 等			
(6) 行政上の不服申立	着手金	4を基準として算定した着手金の額の3分の2				
	報酬金	4を基準として算定した報酬金の額の2分の1				
(7) 証拠保全, 即決和解, 公示催告, 債権届出, 簡易な家事審判	規定38条1号に定める手数料					
(8) 遺言執行, 会社設立, 株主総会指導, 現物出資証明	規定38条2号に定める手数料					
5 刑事事件	(1) 事案簡明な事件	着手金	22万円～44万円			
		報酬金	不起訴・執行猶予	求略式命令・求刑の軽減		
		22万円～44万円	上の額を超えない額			
	(2) 右以外の事件	着手金	33万円以上			
		報酬金	無罪	不起訴・求略式命令・施行猶予	求刑の軽減	
	55万円以上	33万円以上	軽減の程度による相当な額			
(3) 保釈, 勾留執行停止, 準抗告, 勾留理由開示等	依頼者と協議のうえ, 右の外に着手金, 報酬金を受けとることができる。					
(4) 告訴, 告発, 検察審査の申立等	着手金1件11万円以上。報酬金は依頼者との協議による					
6 少年事件	着手金	22万円～44万円				
	報酬金	非行事実なしによる不開始等		その他		
		33万円以上		22万円～55万円		
7 時間制	以上の例によらず, 1時間当たり1万円以上の割合による時間制により弁護士報酬を定めることができる					
8 顧問料	事業者月額5万5千円以上, 非事業者年額6万6千円(月額5千5百円)以上					
9 日当	半日3万3千円～5万5千円, 1日5万5千円～11万円					
10 実費等	収入印紙, 郵便切手代, 謄写料, 交通費等は依頼者の別途負担					